

こどもも「大切な権利」をもっています

ひと
人はだれでも、安心して生きるための「人権」を
もっています。それは、大人だけでなく、こどもにも
同じようにある大切な権利です。
すべてのこどもが大切にされ、安心して今と未来
を生きられる社会をめざしていきましょう。
問い合わせ こども政策課 06 (6383) 1980 へ



こんなとき、どう感じますか？



とも なんど
友だちに何度も
からかわれている



かじ かぞく せわ
家事や家族の世話など
を日常的にしている



いえ 家でこわい思いを
している



だれにも相談できず、
1人でがまんしている

こどもには、安心して暮らし、守られる権利があります。
こどもの権利が守られるように努めるのは、大人の役目です。

こどもの人権ってなに？

こどもにも「人権」という
大切な権利があります。
自分の気持ちを伝えられる
ひとりの大切な人です。



困ったときはひとりでがまんしないで

● 学校の先生、● スクールカウンセラー、● 家の人、● 相談窓口（下表参照）などに相談しましょう。

24時間子供 SOS ダイヤル 文部科学省

いじめやその他こどもの SOS 全般について、こどもや保護者などが 24 時間いつでも相談ができます。

☎ 0120 - 0 - 78310

受け付け時間 24 時間受付（年中無休）※通話料無料

児童相談所相談専用ダイヤル こども家庭庁

親子関係やヤングケアラーなど、こどもの福祉に関する相談ができます。（年末年始は休み

☎ 0120 - 189 - 783

受け付け時間 平日 8:30 ~ 17:15 ※通話料無料

こどもの人権 110 番 法務省

いじめや虐待など、こどもの人権問題に関する相談ができます。（年末年始は休み

☎ 0120 - 007 - 110

受け付け時間 平日 8:30 ~ 17:15 ※通話料無料

親子のための相談 LINE こども家庭庁

子育てや親子関係について、こどもや保護者が LINE で相談ができます。（右記 QR ヘ）

受け付け時間 毎日 10:00 ~ 20:00

（相談受付は 19:30 まで）

こどもには、こんな権利があります

安心して
生活する権利



いじめや暴力から
守られる権利



自分の気持ちや
考え方大切にして
もらう権利



学び、成長する
機会大切に
される権利



たとえば、こんなことも大切な権利です

いやなことを「いや」と言う

ちゃんと話を
聞いてもらう

自分の考え方を話す

意見を大切に
してもらう

困ったときに助けを求める

これを「意見表明」といいます

第2児童センターの愛称を募集

4月にオープンする「第2児童センター」（鳥飼西3丁目1-2）が長く親しまれる施設となるように、愛称を募集します。

対象 市内在住・在学・在勤の小学生～18歳
期間 2月24日（火）まで（必着）
表彰 最優秀作品に図書カード5千円分

申し込み

市役所6階・こども政策課で配布の応募用紙（市ホームページからも取得可）に必要事項を記入し、同課へ郵送、持参または応募フォームから※応募はひとり一点に限る



詳細は
こちらへ



摺津市フレッシュ意見箱

こどもたちのさまざまな意見やアイデアを聞くために「摺津市フレッシュ意見箱」を市ホームページに設置します。市に対して思っていること、感じていること、市への提案など、よりよいまちにするためにたくさんの声を聞かせてください。



みんなの意見を
待っています

摺津市フレッシュ
意見箱はこちら

